

※ 赤字部分を改正

中間市政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託の上に成立するという民主主義の原理に基づいて、その担い手である市長、副市長、教育長（以下「市長等」という。）及び市議会議員（以下「議員」という。）が市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応え、併せて市民も、市政に対する正しい認識と自覚をもち、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(政治倫理基準)

第2条 市長等及び議員は、市民全体の代表者若しくは奉仕者としての職責を深く自覚し、地方自治の本旨に従ってその使命を全うするため、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 常に市民全体の利益を擁護し、いやしくも特定の個人、団体の利益を求めて、公共の利益を損なうような行為をしないこと。
- (2) 政治活動に関して、企業、団体等から寄附等を受けないものとし、その後援団体についても、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。
- (3) 刑法上の贈収賄罪に該当するか否かを問わず、その職務の公正を疑わせるような金品授受等の行為をしないこと。
- (4) 市が行う請負契約、委託契約及び物品納入契約に関し、特定の業者の推薦若しくは紹介をしないこと。
- (5) 市職員採用に関して、推薦若しくは紹介をしないこと。

(市民の責務)

第3条 市民は、自らも市政を担い公共の利益を実現する責任を有することを自覚し、自己の利益を図る目的をもって市長等及び議員に対し、その地位又は職務による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

(誓約書の提出義務)

第4条 市長等及び議員は、その職に就任後速やかに市長等にあつては市長に、議員にあつては市議会議長（以下「議長」という。）にこの条例を遵守する旨の誓約書を提出しなければならない。

(資産等報告書の作成)

第5条 市長等及び議員は、その任期開始の日において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに作成し、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に提出しなければならない。

- (1) 土地（信託している土地（自己が帰属権利者であるものに限る。）を含む。） 所在、面積及び固定資産税の評価額並びに相続（被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。）により取得した場合は、その旨

- (2) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨
 - (3) 建物 所在、床面積及び固定資産税の評価額並びに相続により取得した場合は、その旨
 - (4) 預金（当座預金及び普通預金を除く。）及び貯金（普通貯金を除く。） 預金及び貯金の額
 - (5) 有価証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。） 種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券（株券が発行されていない場合にあっては、株券が発行されていたとすれば当該株券に表示されるべき権利を含む。）にあっては、株式の銘柄及び株数）
 - (6) 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品（取得価額が100万円を超えるものに限る。） 種類及び数量
 - (7) ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。） ゴルフ場の名称
 - (8) 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。） 貸付金の額
 - (9) 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。） 借入金の額
- 2 市長等及び議員は、前項各号に掲げる資産等であって12月31日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、毎年その翌年の5月1日から同月31日までの間に作成し、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に提出しなければならない。
- 3 議長は、前2項の規定により提出された議員に係る資産等報告書の写しを市長に送付しなければならない。

（所得等報告書の作成）

第6条 市長等及び議員は、次に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、5月1日から同月31日までの間に作成し、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に提出しなければならない。

- (1) 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額（当該金額が100万円を超える場合にあっては、当該金額及びその基となった事実）
 - ア 総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第22条第2項に規定する総所得金額をいう。）及び山林所得金額（同条第3項に規定する山林所得金額をいう。）に係る各種所得の金額（同法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。）
 - イ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であつて規則で定めるもの
 - (2) 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の2に規定する贈与税の課税価格をいう。）
- 2 議長は、前項の規定により提出された議員に係る所得等報告書の写しを市長に送付しなければならない。

（関連会社等報告書の作成）

第7条 市長等及び議員は、毎年、5月1日において報酬を得て会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。）の役員、

顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月 2 日から同月31日までの間に作成し、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に提出しなければならない。

- 2 議長は、前項の規定により提出された議員に係る関連会社等報告書の写しを市長に送付しなければならない。

（税等の納付状況報告書の提出）

第8条 市長等及び議員は、次に掲げる税等の納付状況報告書を、毎年、5月1日から同月31日までの間に、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に提出しなければならない。

- (1) 所得税及び事業税の前年分の納付状況
- (2) 住民税の前年度分の納付状況
- (3) 固定資産税の前年度分の納付状況
- (4) 国民健康保険税の前年度分の納付状況
- (5) 軽自動車税その他中間市に関する使用料等の前年度分の納付状況

- 2 議長は、前項の規定により提出された議員に係る税等の納付状況報告書の写しを市長に送付しなければならない。

（報告書の保存）

第9条 第5条から前条までの規定により作成又は提出された資産等報告書、所得等報告書、関連会社等報告書及び税等の納付状況報告書（以下「報告書」という。）は、市長及び議長において、これらを作成又は提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

（政治倫理審査会の設置）

第10条 報告書の審査及び政治倫理に関する重要な事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項の規定に基づき、中間市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、政治倫理基準に反する行為をした疑いがある場合又は市民からの調査請求があった場合は、当該市長等及び議員に対し事情聴取し、若しくは資料の提出を求め、又はその関係者に対し必要な調査をすることができる。
- 3 審査会の委員は6人とし、法第18条に定める選挙権を有する市民の中から専門的知識を有する者を、公正を期して市長が委嘱する。
- 4 審査会の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

（報告書の審査）

第11条 市長は、第5条から第8条までの規定により作成又は提出された報告書又は報告書の写しを、毎年6月15日までに審査会に提出し、審査を求めなければならない。

- 2 審査会は、報告書に疑義があるときは、市長等及び議員からの事情聴取等必要な調査を行うことができる。
- 3 審査会は、第1項の規定により審査を求められたときは、審査を求められた日から起算して60日以内に意見書を作成し、市長に提出しなければならない。

(報告書及び意見書の閲覧)

第12条 市長は、報告書及び前条第3項の規定により提出された意見書を、意見書が提出された日から起算して15日以内に市民の閲覧に供しなければならない。

2 前項の規定による閲覧の期間は、閲覧開始の日から5年間とする。

(調査請求権)

第13条 市民は、閲覧に供された報告書及びこの条例に定める政治倫理基準に反する行為をした疑いがあるときは、有権者の50人以上の連署をもって、その代表者（以下この条において「調査請求者」という。）から当該疑義を説明する資料を添えて、市長等に係るものについては市長に、議員に係るものについては議長に、調査を請求することができる。

2 議長は、前項の規定により議員に対する調査の請求を受けたときは、その書面の写しを市長に送付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により調査の請求を受けたとき、又は前項の規定により送付を受けたときは、直ちに審査会に審査を求めなければならない。

4 審査会は、前項の審査を行うため、市長等又は議員若しくは必要な範囲内で第3者に対し、事情聴取等必要な調査を行うことができる。

5 審査会は、第3項の規定により審査を求められたときは、その日から起算して60日以内にその審査結果を市長及び調査請求者に文書で回答しなければならない。

(市長等又は議員の協力義務)

第14条 市長等又は議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。

(虚偽報告等の公表)

第15条 審査会は、市長等又は議員がこの条例の規定により報告書又は必要な資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき、あるいは調査に協力しなかったときは、その旨を公表するものとする。

(贈収賄罪の第一審有罪判決宣告後における説明会)

第16条 市長等又は議員が、刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4まで及び第198条に定める贈収賄罪により第一審有罪判決の宣告を受け、なお、引き続きその職にとどまろうとするときは、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に、市民に対する説明会の開催を求め、当該市長等又は議員は説明会に出席し、釈明することができる。

2 市民は、前項の規定による説明会が開催されないときは、法第18条に定める選挙権を有する者50名以上の連署をもって、当該市長等又は議員に説明会の開催を請求することができる。

3 前項の開催請求は、第一審有罪判決宣告の日から30日を経過した日以後20日以内に、市長等に係るものについては市長を、議員に係るものについては議長を通じて行うものとする。

4 市民は、説明会において当該市長等又は議員に質問することができる。

(贈収賄罪確定後の措置)

第17条 市長等又は議員が前条の有罪判決を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項の規定により失職する場合を除き、市長又は議会は、その名誉と品位を守り市民の信頼を回復するため必要な措置をとるものとする。

2 議会は、前項の議員に対し、法第134条及び第135条の規定に基づき懲罰を科することができる。

(市工事等の契約に対する遵守事項)

第18条 市長等の配偶者及び1親等の親族は、法第142条、第166条第2項及び第180条の5第6項の規定の趣旨を尊重し、市民に対し疑惑の念を生じさせないように、市が行う請負契約及び委託契約を辞退しなければならない。

2 前項の規定は、市長等並びにその配偶者及び1親等の親族が行う物品納入契約について、これを準用する。

3 議員の配偶者及び1親等の親族は、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市民に対し疑惑の念を生じさせないように、市が行う請負契約及び委託契約（各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第121条の2に規定する額を超えるものに限る。）を辞退しなければならない。

4 前項の規定は、議員並びにその配偶者及び1親等の親族が行う物品納入契約について、これを準用する。

5 議員の配偶者及び1親等の親族が前2項に規定するものを除く請負契約若しくは委託契約又は物品納入契約をした場合については、中間市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和6年中間市条例第20号）の例による。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年12月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において市長である者は、同日において有する第5条第1項各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに作成しなければならない。

3 前項の規定により作成された報告書については、第5条第1項の規定により作成された資産等報告書とみなして、この条例の規定を適用する。

(中間市政治倫理審議会条例の廃止)

4 中間市政治倫理審議会条例（平成7年中間市条例第28号）は、廃止する。

附 則（平成13年12月21日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月20日条例第25号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年12月13日条例第35号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月27日条例第18号）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定（同項第4号の改正規定を除く。）は、平成19年9月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の中間市政治倫理条例第5条第1項第4号の規定の適用については、この条例の施行の日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第3条第10号に規定する旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

附 則（平成24年3月22日条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の中間市政治倫理条例第5条から第8条までの規定は、平成24年に提出する報告書から適用する。

附 則（平成26年12月16日条例第24号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月21日条例第 号）

(施行期日)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。